○長崎市公衆浴場法施行細則

昭和57年7月10日

規則第39号

(趣旨)

第1条　[この規則](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000537.html#l000000000)は、公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下「法」という。)の施行に関し、法令及び[長崎市公衆浴場法施行条例(平成24年長崎市条例第54号。以下「条例」という。)](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001174.html)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平12規則45・全改、平24規則93・一部改正)

(水質基準等)

第2条　[条例第3条第1項第2号ア](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001174.html?id=j3_k1_g2_gs%E3%82%A2)及び[第5条第1項第15号ア](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001174.html?id=j5_k1_g15_gs%E3%82%A2)(浴槽水に係るものを除く。)に規定する市長が定める基準は、[次の表](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000537.html#e000000056)の区分の欄に掲げる事項について[同表](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000537.html#e000000056)の検査方法の欄に掲げる方法によつて行う検査において、[同表](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000537.html#e000000056)の基準の欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、同欄に規定する基準によることが困難で、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと市長が認めるときは、[同表](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000537.html#e000000056)1の項から4の項までに規定する基準の全部又は一部を適用しないことができる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 区分 | 基準 | 検査方法 |
| 1 | 色度 | 5度以下であること。 | 比色法又は透過光測定法 |
| 2 | 濁度 | 2度以下であること。 | 比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法 |
| 3 | 水素イオン濃度指数 | 5.8以上8.6以下であること。 | ガラス電極法又は比色法 |
| 4 | 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) | 1リットル中10ミリグラム以下であること。 | 滴定法 |
| 5 | 大腸菌群 | 50ミリリットル中に検出されないこと。 | 乳糖ブイヨン―ブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法 |
| 6 | レジオネラ属菌 | 検出されないこと(100ミリリットル中に10CFU未満)。 | 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法 |

2　[条例第5条第1項第15号ア](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001174.html?id=j5_k1_g15_gs%E3%82%A2)(浴槽水に係るものに限る。)に規定する市長が定める基準は、[次の表](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000537.html#e000000135)の区分の欄に掲げる事項について[同表](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000537.html#e000000135)の検査方法の欄に掲げる方法によつて行う検査において、[同表](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000537.html#e000000135)の基準の欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、同欄に規定する基準によることが困難で、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと市長が認めるときは、[同表](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000537.html#e000000135)1の項若しくは2の項に規定する基準のいずれか又は[同表](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000537.html#e000000135)1の項及び2の項に規定する基準を適用しないことができる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 区分 | 基準 | 検査方法 |
| 1 | 濁度 | 5度以下であること。 | 比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法 |
| 2 | 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) | 1リットル中25ミリグラム以下であること。 | 滴定法 |
| 3 | 大腸菌群 | 1ミリリットル中に1個以下であること。 | 下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)第6条に規定する方法 |
| 4 | レジオネラ属菌 | 検出されないこと(100ミリリットル中に10CFU未満)。 | 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法 |

(平24規則93・追加)

(営業許可の申請)

第3条　公衆浴場法施行規則(昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」という。)第1条に規定する申請書は、公衆浴場営業許可申請書([第1号様式](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000537.html#e000000418))とする。

(平9規則52・平12規則45・一部改正、平24規則93・旧第2条繰下・一部改正)

(営業許可証の交付等)

第4条　保健所長は、公衆浴場の営業の許可をしたときは、営業許可証([第2号様式](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000537.html#e000000433))を交付する。

2　公衆浴場を営む者(以下「営業者」という。)は、当該公衆浴場の見やすい場所に営業許可証を掲示するものとする。

(昭61規則51・平12規則45・一部改正、平24規則93・旧第3条繰下)

(営業許可証の再交付)

第5条　営業者は、営業許可証を亡失([次条](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000537.html#e000000248)の公衆浴場営業承継届(相続用)、[第7条](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000537.html#e000000266)の公衆浴場営業承継届(合併・分割用)又は[第8条第1項](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000537.html#e000000283)の公衆浴場／申請・届出事項変更／停止／廃止／届に営業許可証を亡失した旨を記載しているときを除く。)し、又は毀損したときは、公衆浴場営業許可証再交付申請書([第3号様式](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000537.html#e000000445))を提出し、再交付を受けなければならない。

(昭61規則31・追加、平9規則52・旧第5条繰上・一部改正、平12規則45・平13規則44・一部改正、平24規則93・旧第4条繰下・一部改正)

(営業承継の届出)

第6条　省令第2条第1項に規定する届書は、公衆浴場営業承継届(相続用)([第4号様式](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000537.html#e000000460))とする。

2　省令第2条第2項第2号に規定する同意書は、公衆浴場営業相続同意証明書([第5号様式](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000537.html#e000000475))とする。

(平12規則45・全改、平24規則93・旧第5条繰下・一部改正)

第7条　省令第3条第1項又は省令第3条の2第1項に規定する届書は、公衆浴場営業承継届(合併・分割用)([第6号様式](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000537.html#e000000490))とする。

(平12規則45・全改、平13規則44・一部改正、平24規則93・旧第6条繰下)

(申請事項変更等の届出)

第8条　省令第4条の規定により、省令第1条の申請書若しくは省令第2条、省令第3条及び省令第3条の2の届書に記載した事項を変更したとき又は営業の全部若しくは一部を停止し若しくは廃止したときの届出は、公衆浴場／申請・届出事項変更／停止／廃止／届([第7号様式](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000537.html#e000000505))により行うものとする。

2　保健所長は、[前項](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000537.html#e000000283)の公衆浴場申請・届出事項変更届を受け付けた場合であつて、営業許可証の記載事項に変更を生じるときは、営業者に対し営業許可証を書き換えて交付する。

(平12規則45・全改、平13規則44・一部改正、平24規則93・旧第7条繰下)

(委任)

第9条　[この規則](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000537.html#l000000000)の施行について、必要な事項は、別に定める。

(昭61規則31・旧第7条繰下、平15規則94・旧第9条繰上、平24規則93・旧第8条繰下)

附　則

[この規則](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000537.html#l000000000)は、公布の日から施行する。

附　則(昭和61年6月24日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(昭和61年12月27日規則第51号)

(施行期日)

1　この規則は、昭和62年1月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正前の長崎市美容師法取扱規則、長崎市理容師法取扱規則、長崎市クリーニング業法取扱規則、長崎市興行場法取扱規則、長崎市旅館業法取扱規則及び長崎市公衆浴場法取扱規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附　則(平成9年3月28日規則第52号)

(施行期日)

1　この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行前に改正前の長崎市公衆浴場法取扱規則(以下「旧規則」という。)の規定によつてなされた行為は、この規則の相当規定によつてなされたものとみなす。

3　旧規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附　則(平成11年3月23日規則第19号)

(施行期日)

1　この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正前の長崎市公衆浴場法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。

附　則(平成12年3月27日規則第45号)

(施行期日)

1　この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正前の長崎市公衆浴場法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附　則(平成13年3月30日規則第44号)

(施行期日)

1　この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正前の長崎市公衆浴場法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附　則(平成15年9月29日規則第94号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附　則(平成17年5月10日規則第78号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成24年12月20日規則第93号)

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　改正前の長崎市公衆浴場法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

[第1号様式(第3条関係)](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000537.html)